

J A の正組合員を増やす

一般社団法人 JA共済総合研究所
理事長

よし むら かおる
吉 村 馨



J A の組織・事業・経営の危機

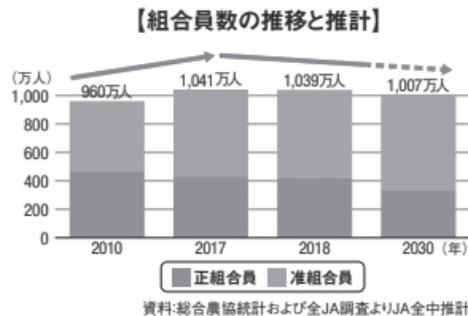
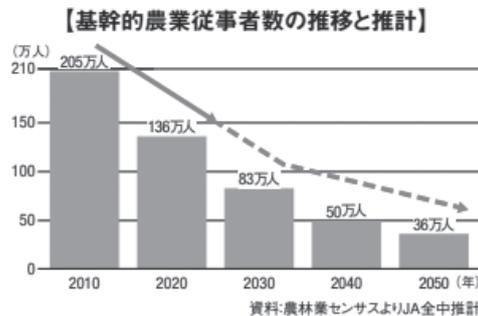
昨年10月に開催された第29回 J A 全国大会では、「農業・農村の危機」、「組織・事業・経営の危機」、「協同組合の危機」の三つの

危機の加速化・深刻化が危惧されるという情勢・課題が共有された。

このような危機感の背景には、農村部の人口減少・高齢化に伴い、農業者や組合員数が減少すると見通されていることがある。具体的に、基幹的農業者（15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）を見てみると、2010年に205万人だったものが、2020年には136万人に減少しており、2030年にはそこからさらに約4割減少して、83万人になると推計されている。一方、正組合員数はそこまでの減少ではないが、2020年の415万人から約2割減って、2030年には336万人になると推計されている（図表1）。

（図表1）JAグループをめぐる情勢と将来見通し

中長期的な情勢を見通すと、第28回JA全国大会で確認した「農業・農村の危機」「組織・事業・経営の危機」「協同組合の危機」の3つの危機が加速化・深刻化することが危惧されます。



農村部の人口減少・高齢化に伴い、農業者や組合員数が減少。
10年後には農業・地域・JAの基盤自体の持続可能性も懸念される状況となりかねません。

（資料）第29回 J A 全国大会資料より抜粋

メンバーの減少はJAだけの課題？

人口は日本全体で減少している。特に農村部では、人口の減少・高齢化が都市部に先駆けて進んでいる。農村部の市町村の一部では、総人口と若年層の人口減だけでなく、65歳以上層の人口も減少する局面に入っており、今後10年を見通すと、そのような市町村の割合は大きく増加するといわれている。

その中で、いろいろな分野で人口（メンバー）の減少に伴う課題に直面している。市町村であれば税収や職員の確保、学校であれば学生の確保、企業であれば従業員の確保に苦勞している。メンバーの減少に悩んでいるのはJAだけではない。

日本の人口全体が減少し、高齢化していて、今後それが進行するのははっきりしているし、人口推計は数ある指標の中でも最もよく当たる指標なのだから、メンバーの減少は仕方ない、むしろそれを前提に対応を考えるべきという冷めた見方もある。ただ、個別にみると、住民（少し広げて関係人口）の増加に成功している市町村はある。学生や従業員についても然りである。多くの場合、他の市町村、学校、企業との競争の中で、何らかの理由（市町村でいえば、立地条件、経済環境、施策等）で、人の呼び込みに成功した結果であろう。

JAの場合、他のJAと競争してより多くの正組合員を取り込んでいくということは、仕組みや成り立ちから見て考えにくい。したがって、条件はさらに厳しいが、でもやれる

ことはやってみようというのが本稿の趣旨である。

正組合員確保の「王道」は？

正組合員の確保の道筋として、「地域の農業を振興して、農業者の減少を食い止め、正組合員の減少に歯止めをかける」というものが挙げられる。地域の農業の振興を本旨とするJAらしい取り組みで、正組合員確保の王道と言ってもいい。この道筋を否定する人はいないと思う。

ただ、問題は、コメ、麦、大豆等のいわゆる土地利用型農業の現状、そして将来の姿との関係である。現在でも、集落の農地のほとんどをまとめて耕作するような規模の土地利用型農業経営が各地で見られるようになってきている。さらに進んで小学校区程度の広がりでも農地のほとんどを集積している例もある。形態は、集落営農、個別の法人経営、個人経営など様々だが、いずれにしても大規模な経営になっている。この土地利用型農業の大規模化は、農業の成長産業化とか競争力の強化というよりは、限られた人たちで地域の土地利用型農業を守っていくために必要な選択として行われている。この動きは今後ますます進むし、一方で、多くの地域で土地利用型農業が農業の、また、農業的土地利用の中心であるという姿は変わらない。

そうすると、土地利用型農業については、「地域の農業振興」と「農業者の減少を食い止める」が両立しない。そのような制約がも

う一つ加わった中で、やれることを考えていくことになる。

拡大しているセグメントは？

今まで何か八方ふさがりのような話をしてきたが、正組合員数を増やすために「やれること」を考えていくときには、やはり農業の分野で拡大しているセグメントを探していくことが必要だ。

農業分野でこれまで一貫して数を増やしているものに農業法人がある。2010年は1万7,400経営体、2015年は2万2,800経営体、2020年は3万700経営体となっている。また、そこで働いている従業員（統計上は「常雇い」、7か月以上の契約で雇った人）の数は、2020年で10万7,000人である。勇気付けられるデータとして、そのうち29歳以下が1万8,800人で、年代別では最多となっていること、女性の割合が全年齢階層で43%、29歳以下の階層では41%と比較的多いことが挙げられる。

ここでも少し心配の種はある。これまで増加してきた常雇いの数が2020年に減少に転じた、さらにいうと結構大きな減少に転じたことである。総数で見ると、常雇いが2015年に22万人いたものが、2020年には約3割減の15万7,000人となっている。農業法人に雇われている常雇いの数は、減り方がやや少なく、2015年が12万1,000人、2020年が10万7,000人である。（以上資料：農林水産省 農林業センサス）その背景として、農業生産基盤の脆弱化が挙げられている。それに加えて、求

人しても応募がないという経営主の声があり、農村地域の生産年齢人口が減少している影響もありそうだ。いずれも構造的な問題で、すぐに事態が好転することは考えにくい。

そうはいつても10万人以上の人が出て、しかも若い人、女性が比較的多いことから、この人たちを積極的にJAの正組合員にすることを提案したい。

農業法人の従業員はJAの正組合員になれる？

JAの正組合員というと農業経営主やその配偶者、子をイメージすることが多い。しかし、実際に農協法に基づいて各JAが決められている正組合員の資格は（図表2）のようになっている。

農業従事日数で正組合員の資格を決めているJAの方が多いし、日数の基準は統計上の常雇いの「7か月以上の雇用契約」よりかなり低い。今まで意識されていない場合が多かったが、農業法人や大規模な個人経営の従業員をJAの正組合員とすることに特に問題はない。

（図表2）正組合員の資格要件別組合数

（単位：組合数）

耕作面積	農業従事日数				
	総数	90日以上	60日以上 90日未満	60日未満	
総数	508	607	388	108	111

（資料）農林水産省総合農協統計表（2019事業年度）

従業員にとってのメリットは？

正組合員になるためには、JAに出資する必要がある。農業法人等の従業員が正組合員になる場合にも、出資に見合うメリットがあるかというのが重要な判断の要素になる。

個人や法人の経営体が正組合員になれば、自分の生産する農産物をJAを通じて販売する（販売事業）、肥料、農薬、農業機械等をJAから購入する（購買事業）、経営に必要な資金をJAから借りる（信用事業）等のサービスを受けられることになる。

しかし、これらJAが提供する典型的なサービスを従業員が利用することは考えづらい。やはり従業員が利用するJAのサービスは、経営資金以外の信用事業と共済事業が中心になる。

農村で暮らしていくには車が必須だから、そのマイカーローンの融資や自動車共済による保障の提供がある。持ち家となれば、住宅ローンの融資や建物更生共済による火災・自然災害に対する保障の提供も出てくる。さらに一歩進んで、雇い主とJAが一緒になって、融資と保障を組み合わせた農村ならではの持ち家制度を構築するということもあるかもしれない。

いずれの場合も、サービスを提供する相手は農業経営主やそこにずっと暮らしてきた人ではないという視点に立って、融資・共済の仕組みを点検してみたい。

これらの信用事業、共済事業の利用であれば、准組合員になってもらえばいいのではな

いかという考えが出てくるかもしれない。しかし、正組合員の資格がある人をあえて准組合員にする必要はない。

もちろん信用事業、共済事業以外にも、例えば、働き方を経営者の立場（労務管理）ではなく、働く人、特に若者や女性の立場から変えていく「営農指導」といった方向も考えられる。

数字をもう一度見つめ直す

今後10年間で減少すると推計している正組合員の数は約80万人。一方農業法人に雇われている人の数は約10万人で、その人たちが仮に全員正組合員になったとしても焼け石に水とも言える。本稿のタイトル「JAの正組合員を増やす」は誇大広告だという指摘はごもっともというしかない。

それでも、「やれることはやってみよう」ということとともに、ここからは、従業員を正組合員にすることのヨコの広がりやタテの広がりを考えてみたい。

ヨコの広がり

農業法人とその従業員の典型的なイメージから少し離れると、今後広がっていく可能性のある分野がある。

まず、農福連携の分野である。現在、農業に取り組む就労継続支援A型事業所が452（A型事業所の総数の12.4%）、B型事業所が1,949（B型事業所の総数の15.6%）、特例子

(図表3) 令和2年度末時点において把握した農福連携の取組主体数の内訳

●農業経営体等による取組

農林水産省・都道府県・JA全中調べ

取り組んでいる農業経営体等数 (a)	2,121 (①)
【参考】全国の農業経営体等数 (b)	約108万
【参考】(a) / (b)	0.20%

令和2年度において取り組んでいた農業経営体・JA

●障害者就労施設 (A型) による取組

厚生労働省・都道府県調べ

取り組んでいるA型事業所数 (a)	452 (③)
【参考】全国のA型事業所数 (b)	3,633
【参考】(a) / (b)	12.40%

令和元年度において取り組んでいた障害者就労施設

●特例子会社による取組

農林水産政策研究所調べ

取り組んでいる特例子会社数 (a)	49 (②)
【参考】全国の特例子会社数 (b)	544
【参考】(a) / (b)	9.00%

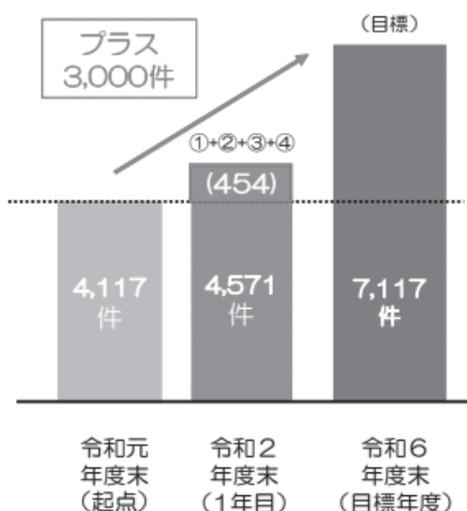
令和2年度において取り組んでいた特例子会社

●障害者就労施設 (B型) による取組

厚生労働省・都道府県調べ

取り組んでいるB型事業所数 (a)	1,949 (④)
【参考】全国のB型事業所数 (b)	12,524
【参考】(a) / (b)	15.60%

令和元年度において取り組んでいた障害者就労施設



(資料) 農福連携等推進会議資料「農福連携の取組み主体数について (R2年度末)」より抜粋

会社が49 (特例子会社の総数の9.0%) ある。そして令和6年度末までに大きく拡大する目標が立てられている (図表3)。

これらの施設で働く障害者の多くは、正組合員の農業従事日数の基準をクリアしている。

次は、特定技能制度で受け入れる外国人である。2021年9月現在、特定技能在留外国人のうち農業分野に従事している人は5,040人

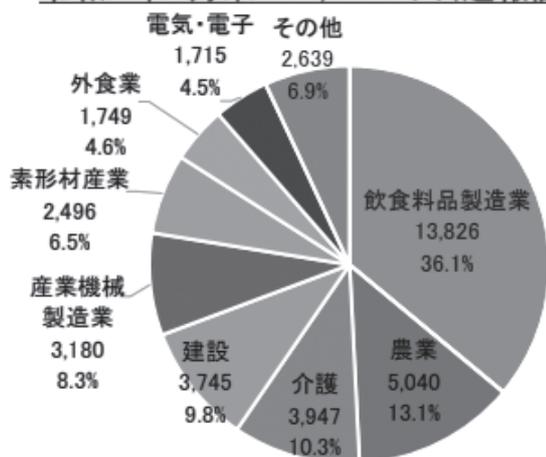
で、特定技能在留外国人の総数の13.1%を占めている (図表4)。また、農業分野の技能試験の合格者数は、2021年9月時点で7,842人に達し、前年から約7倍に増えている (図表5)。

この分野で働く外国人は、ほぼ間違いなく正組合員の農業従事日数の基準をクリアする。もちろん外国人に正組合員になってもらう

提 言

(図表4) 分業別特定技能在留外国人数

令和3年9月末: 38,337人(速報値)



(資料) 出入国在留管理庁「令和3年9月末の特定技能制度運用状況」

ためには、そのニーズに合ったメリットを考
える必要が出てくる。例えば、貯金口座の開
設を円滑にする仕組みや、安全・確実に手数料
もリーズナブルな外国送金サービス等がある。

タテの広がり

時間軸を少し長くにとると見えてくる広がり
もある。ここでは多くの人が予測していな
かった二つの変化に触れたい。

(図表5) 技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和3年9月末現在)(速報値)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和3年9月末	上席:国内 下席:海外	令和3年9月末	上席:国内 下席:海外	令和3年9月末	上席:国内 下席:海外	令和2年9月末	上席:国内 下席:海外
介護(注2)	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ	33,016	19,926 13,090	21,960	13,240 8,720	15,469	8,696 6,773	7,003	3,042 3,961
ビルクリーニング	国内・海外2か国 フィリピン・ミャンマー	1,467	1,053 414	1,057	766 291	864	573 291	599	308 291
製造3分野	国内・海外1か国 インドネシア	659	636 23	68	64 4	41	37 4	4	- 4
建設	国内・海外2か国 フィリピン・バトナム	325	296 29	194	170 24	124	100 24	60	60 -
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	39	25 14	32	25 7	19	12 7	10	3 7
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	748	696 52	433	395 38	130	101 29	25	- 25
航空	国内・海外2か国 モンゴル・フィリピン	701	546 155	363	261 102	301	199 102	245	143 102
宿泊	国内・海外1か国 ミャンマー	6,106	5,868 238	2,972	2,887 85	2,460	2,375 85	1,951	1,866 85
農業	国内・海外6か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール	8,915	3,894 5,021	7,842	3,385 4,457	5,061	1,114 3,947	1,151	126 1,025
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	160	40 120	72	19 53	55	19 36	8	- 8
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	13,452	10,741 2,711	9,521	7,201 2,320	7,361	5,177 2,184	3,323	1,479 1,844
外食業	国内・海外6か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール	21,727	19,203 2,524	11,892	10,230 1,662	10,350	8,892 1,458	6,429	5,534 895
合計		87,315	62,924 24,391	56,406	38,643 17,763	42,235	27,295 14,940	20,808	12,561 8,247

(資料) 出入国在留管理庁「令和3年9月末の特定技能制度運用状況」

一つは、過去30年で大きく構造が変わった養豚の姿だ。養豚経営は、1990年に3万2,475経営体だったが、2020年には約十分の一の3,673経営体となっている。その約三分の一が法人経営である。一方、養豚経営に雇われている常雇いの数は7,648人で、今や経営体の数を大きく上回っている。(資料：農林水産省 農林業センサス)

土地利用型農業にそのような大きな構造変化が起こるかはわからないが、時間軸を長くとればあるかもしれない。

もう一つは、日本とアジアの経済関係の変化である。1960年代に日本が本格的に海外経済援助を実施するようになってから一貫して、対象はアジア諸国が中心だった。アジア向けの援助の累計は、ネットで約2,000億ドルに上る。その背景には経済以外の要素もちろんあるが、アジア各国との経済関係の拡大、すなわち、各国が援助を通じて経済発展し、工場進出等でサプライチェーンの一翼になり、さらに中産階級が拡大して我が国との貿易関係が拡大することで、ゆくゆくは日本も裨益する^{ひえき}という姿を想定していた。政策的にも、援助から直接投資の促進、そして経済連携(EPA)へと変化してきた。

ただ、昨今のようにアジアの多くの国からたくさんの観光客が日本を訪れ、和食・温泉・ショッピング・日本の四季等を楽しんで、農業や食、地域を含めた日本経済を支えるファクターになると予想していた人は、援助を盛んに実施していた時期にはあまりいなかったのではないかと。ちなみに、2019年のア

ジアからの訪日観光客数は、2,800万人で、訪日観光客全体の約85%を占めている。(資料：日本政府観光局 訪日外客統計)

これは、「正組合員数を増やす」とは縁が遠そうな話だが、「情けは人の為ならず」、時間軸を長くとれば予想しない、あるいは予想を超えることが起こることもある。

終わりに

本稿では、「こういう現在、あるいは将来の問題・課題がある」というアプローチや、「こんな取り組みがある」という事例紹介スタイルではなく、具体的な、そしてあまり注目されていないソリューションを示すことを目指した。

もちろん農業法人等の従業員を正組合員にしていくことは、JAが今後取り組む分野として、触れられていないわけではない。第29回JA全国大会決議の「JAグループの取組実践方策」には、「JAは、多様な農業者の育成・定着支援の強化とあわせて、新規就農者・雇用農業者・定年帰農者、青年組織盟友・女性組織メンバー、正組合員の同居家族等の正組合員の資格要件を満たす多様な農業者を対象として、取り組み施策に対する目標を設定したうえで、『農業振興の主人公』である正組合員の拡大に取り組みます。」(下線は筆者が追加)という記述がある。

ただ、率直に言って、注目されているとは言い難いソリューションなので、提言させていただいた。

(参考文献)

- ・ 蜂屋勝弘「地方の財政、行政サービスの将来展望」2021.12
(URL : https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/seminar/211203_564/report_hachiya.pdf)
- ・ Perth USAsia Center 「Implementing the Indo-Pacific : Japan's region building initiative」2019. 8
(URL : <https://perthusasia.edu.au/events/past-conferences/defence-forum-2019/2019-indo-pacific-defence-conference-videos/keynotes-and-feature-presentations/pu-134-japan-book-web.aspx>)